

5 消安第 5327 号
令和5年12月15日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準
の変更に係る意見聴取について（諮問）

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項第5号に
掲げる場合に該当するかどうかの基準（令和元年農林水産省告示第480号）を別紙の
とおり変更することについて、同法第39条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見
を伺う。

○農林水産省告示第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。 二 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の人に対する影響に関する試験成績、家畜（蜜蜂を除く。以下この号において同じ。）に対する影響に関する試験成績その他農林水産大臣が必要と認める資料に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して農薬使用者又は当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けるおそれがあると認められること。 三 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。 四 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜に対する影響に関する試験成績に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けることにより、当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められること。	一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。 （新設） 二 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下この号において同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。 （新設）